

二本松信用金庫行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

育児・介護休暇・休業制度に関する金庫内就業規則の周知と、公的支援制度（雇用保険、健康保険等）の周知により、安心して取得できるよう情報の啓蒙に努める。

<対策>

2023年4月～2026年3月

- ・子育て期間中の短時間勤務制度、時間外労働の免除制度やパパママ育休制度を庫内イントラネットにて常時掲示、職員に周知すること等の取得促進策を実施する。
- ・公的な支援制度（雇用保険、健康保険等）による育児（介護）休業給付の支給や育児休業中の社会保険料の免除制度等を庫内イントラネットに常時掲示し、より安心して休業制度が利用できるように情報の発信をする。

目標2

年次有給休暇の取得促進策として、計画的な連続休暇（原則5日連続）取得制度の完全実施や、半日有給休暇制度の積極的利用を促す。

<対策>

2023年4月～2026年3月

- ・営業店ごとに年度当初に当年度の連続休暇取得計画を作成し、完全実施を目指して、人事部門においても取得状況の監視を行い、有給休暇取得促進を図る。
- ・半日有給休暇制度をより積極的に利用するよう、庫内説明会や広報等において、制度の利用促進をPRしていく。
- ・完全実施を目指して、人事部門においても取得状況の監視を行い、有給休暇取得促進を図る。

目標3

出産や子育てにより、やむなく退職した職員を対象にした、再雇用制度を検討する。

<対策>

2023年4月～2026年3月

- ・職務に習熟した元職員の再雇用は、業務の遂行上でも重要であり、就業関連規程の整備を検討する。
- ・就業関連規程の整備後、退職者のニーズを調査し、再雇用の働きかけを行う。

目標4

働く親の職場見学と業務内容を説明する「こども参観日」の実施。

< 対策 >

2023年4月～2026年3月

- ・年1回「こども参観日」を継続実施する。

目標5

月1回の「ノー残業デー」を実施する。

< 対策 >

- ・職員が子供や家族と交流する時間を確保することにより、子供の教育や家事に共同参加できるような環境をつくる。

2023年4月～2026年3月

- ・月1回の「ノー残業デー」を実施する。（但し、12月・3月を除く）

目標6

男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

< 対策 >

2023年4月～2026年3月

- ・男性の育児休業取得を促進させるため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを創設する。育児休業の分割取得を可能とし、取得促進を図る。

目標7

不妊治療のために利用することができる休暇制度を導入する。

< 対策 >

2023年10月～2026年3月

- ・不妊治療を受ける職員に配慮し、休暇制度を利用できる環境を整備する。

以上